

電波監理審議会（第983回）議事要旨

1 日 時

平成24年9月12日（水）15:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 審理官

雨宮 明、柴 春彦

(3) 幹事

成田 隆（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、吉崎情報流通行政局長、南大臣官房審議官、他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について （諮問第27号）

周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第28号）

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することが適当との答申をした。

【内容】

23GHz帯無線伝送システムの技術基準を定めることに伴い、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部改正等を行うもの。

(2) 認定放送持株会社の認定について （諮問第29号）

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

日本テレビ放送網株式会社から申請のあった認定放送持株会社の認定申請に関し、認定を行うもの。

- (3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第30号)
周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第31号)

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することが適当との答申をした。

【内容】

L帯(1.5/1.6GHz帯)を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局及びインマルサットB G A N型航空機搭載用無線設備に係る技術的条件等を定めるもの。

- (4) 付議されている異議申立てに関する審議

(平成23年9月14日付け付議第2号及び同年12月9日付け付議第3号)

【内容】

「よさこいケーブルネット株式会社が行った旧有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定に基づく総務大臣裁定の申請に対して総務大臣が行った裁定処分に係る異議申立て」及び「株式会社ひのきが行った放送法第144条第1項に基づく総務大臣裁定の申請に対して総務大臣が行った拒否処分に係る異議申立て」について、審理官から意見書及び調書の提出があり、本件については次回以降審議していくこととされた。

- (5) その他

平成23年度民間放送事業者の収支状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)